

添付別紙

1998年3月17日付

客船の安全規則と基準に関する

欧州理事会指令 (Council Directive) 98/18/EC

第4条

客船の分類

1. 客船は運航する海域によって以下のとおり分類される。

“Class A”とは、国内航海に従事し、以下の“Class B”、“Class C”、及び“Class D”に該当しない客船をいう。

“Class B”とは、国内航海に従事し、海上で遭難した者が上陸可能な海岸線から20マイル以上（中間潮位時）離れて航行しない客船をいう。

“Class C”とは、国内航海に従事し、有義波高が2.5mを超える確率が年間ベースで10%未満となる海域で通年運航し、または前記条件を満たす特定の限られた期間のみ（例：夏季期間のみ）運航するもので、かつ避難場所から15マイル以上離れて航行しない、または海上で遭難した者が上陸可能な海岸線から5マイル以上（中間潮位時）離れて航行しない客船をいう。

“Class D”とは、国内航海に従事し、有義波高が1.5mを超える確率が年間通期運航ベースで10%未満となる海域で運航し、または前記条件を満たす特定の限られた期間のみ（例：夏季期間のみ）運航するもので、かつ避難場所から6マイル以上離れて航行しない、または海上で遭難した者が上陸可能な海岸線から3マイル以上（中間潮位時）離れて航行しない客船をいう。